

平成 24 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社きちり
(コード番号 : 3082 JASDAQ)
本 店 所 在 地 大阪市中央区安土町二丁目 3 番 13 号
代 表 者 名 代表取締役社長 平川 昌紀
問 合 せ 先 常務取締役
経営管理本部長 葛原 昭
電 話 番 号 06-6262-3456(代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 8 月 31 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 9 月 26 日開催予定の第 14 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

単元株制度の採用に伴い、単元未満株式についての権利を合理的な範囲に制限するため、所要の規定を第 8 条として新設し、現行定款第 8 条以下を各 1 条ずつ繰り下げるものであります。

(2) 変更の内容

現行定款	変更後
<新設>	(<u>単元未満株主の権利制限</u>) 第 8 条 <u>当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> (2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> (3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第 8 条～第 47 条 <条文省略>	第 9 条～第 48 条 <現行どおり>

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 24 年 9 月 26 日 (予定)
定款変更の効力発生日 平成 24 年 9 月 26 日 (予定)

以 上